

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 17 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
更新時講習等に使用する教本の購入(単価契約)
- (2) 物品の品名、規格及び数量
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 納入場所
別表 「納入場所一覧表」 のとおり

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができる。
- (2) 契約は、教本 1 冊当たりの単価による契約とする。
- (3) 落札の決定に当たっては、教本 1 冊の金額（単価契約）を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 号各号のいずれかに該当するため知事が一定の機関を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和 45 年島根県告示第 4 号)第 4 条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「6 図書・教材類」小分類「(1) 書籍」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること
- (8) 島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様に応じるものであること。

4 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和 7 年 5 月 14 日午前 9 時から令和 7 年 5 月 15 日午後 4 時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所等
 - ア 日時
令和 7 年 5 月 15 日午後 4 時
 - イ 場所
島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 2 階 警務部会計課
- (3) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和 7 年 5 月 16 日午前 11 時
 - イ 場所
島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 5 階 第三小会議室

5 入札説明書の交付方法

- (1) 本公告の日から令和 7 年 5 月 7 日までの間、電子調達システムにより交付する。
なお、これによりがたい場合は次により交付する。
 - ア 交付期間
本公告の日から令和 7 年 5 月 7 日までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - イ 交付場所
島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 2 階 警務部会計課

(2) 入札説明会

実施しない。

6 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条第 1 項の規定により、契約予定相当額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

8 契約保証金

島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

9 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

11 郵送入札

認めない。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

13 契約書作成の要否

要する。

14 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められる時は、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

16 その他

詳細は入札説明書による。